



# 生活 パイロット

資格商法とは「就職に有利」などと言  
い、資格取得のため  
の高額な教材を買わ  
せる商法のことです。  
過去に契約した  
人を狙った2次被害、  
3次被害も発生  
しています。

【事例】8年前に  
介護士の資格取得の  
ため教材を購入。代  
金は一括で支払った  
が、添削などは受け  
ず資格も取得しな  
かった。5年後、業  
者から「資格を取っ  
ていないようだが、契  
約を続けるか終わら  
せるか」と電話があ  
り「終了したい」と  
言つと、「終了する  
ためには法律関係の  
教材を購入する必要  
がある」と言われた。  
仕方なく支払った  
が、しばらくすると  
再び電話で「終了の  
手続きは完了してい  
ない。新たに法律に  
関する講座を始めた  
ことになっている。  
他の教材を購入する

## 勧誘きっぱり断って

ことで終  
了する」  
と言われ  
た。  
その後  
もいろい  
ろな教材  
の勧誘が  
あり、購  
入しなけ  
れば終わ  
らないと思つたの  
で、これまで150  
万円以上を支払っ  
た。困っていたこ  
ろ、「あなたの名簿  
が引出している。勧  
誘をやめさせ、これ  
まで支払った金額も  
取り戻すことができ  
る」と別の業者から  
電話があり、信用し  
て80万円を支払い契  
約した。しかしその  
後も勧誘は続き、お  
金も戻ってこない。

## 資格商法

【アドバイス】一  
度契約すると名簿を  
利用して、既に契約  
が完了しているのに  
継続中であるのだま  
し、次々と別の契約  
をさせる悪質商法で  
す。  
しつこい勧誘はき  
っぱりと断り、おか  
しいと思ったらすぐ  
に最寄りの市町村や  
県の消費生活センタ  
ー・相談窓口にご相談  
してください。消費  
者ホットライン(☎  
1888)は、最寄り  
の相談窓口につなが  
ります。(県消費生  
活・男女共同参画プ  
ラザールアイネス☎  
97・534・09  
99)